

東浦町有料広告掲載基準

第1条 この基準は、東浦町有料広告掲載要綱第3条第4項に基づき、広告媒体への広告の掲載等に關し必要な事項を定める。

第2条 次に定めるものは、広告媒体に掲載しない。

- (1) 暴力、とばく、麻薬、覚せい剤その他の薬物の乱用、売春等の行為を肯定し、又は美化したもの
- (2) 酔悪、残虐若しくは猟奇的なものであって、不快感を与えるもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 性的的感情を刺激するもの
- (4) 青少年の健全な育成を阻害するおそれのあるもの
- (5) 風紀を乱し、又は犯罪を誘発するおそれのあるもの
- (6) 人種、性別、心身の障害等に関する差別的な内容を含むもの
- (7) 他の者をひぼうし、若しくは中傷するもの又はそのおそれがあるもの
- (8) 他の者の名誉を毀損し、プライバシーを侵害し、信用を害し、若しくは業務を妨害するもの又はそのおそれがあるもの
- (9) 統計、文献、専門用語等を出典を明示しないで引用することにより、当該広告に係る商品若しくは役務（以下「商品等」という。）が実際よりも優位若しくは有利であるかのように表現しているもの又はそのように誤認されるおそれがあるもの
- (10) 取引に関する条件等について、明示すべき事項を明示しないことにより、実際よりも優位若しくは有利であるかのように表現しているもの又はそのように誤認されるおそれがあるもの
- (11) 誇大な表現を含むもの
- (12) 不当な保証、資格、賞等を使用して広告の内容に係るものに権威を与えるようとしているもの
- (13) 投資信託等に係るものであって、元本等が保証されているように表現しているもの若しくはそのように誤認させるもの又はそのおそれがあるもの
- (14) 他人名義で行っているもの
- (15) 広告主の氏名又は名称、所在地、連絡先等当該広告に係る責任の所在を明確にするための事項が明示されてないもの
- (16) 広告であることが不明確であるもの
- (17) 代理店の募集、会員の募集、副業、内職等に係るものであって、その目的、内容等が不明確であるもの
- (18) 通信販売に係るものであって、連絡先並びに当該広告に係る商品等の名称、内容、価格、数量、送料、引渡し及び支払い方法、返品条件等が不明確であるもの

- (19) 通信教育、講習会若しくは塾に係るもの又は学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校に類似する名称を用いたものであって、その実態、内容等が不明確であるもの
- (20) 外国に本校又は本部のある学校の日本校であって、学校教育法に規定する学校でないにもかかわらずその旨の表示がされているもの
- (21) 自己の供給する商品等について、これと競争関係にある商品等を比較の対象となる商品等として明示し、若しくは暗示し、当該商品等の内容若しくは取引に係る条件に関して客観的に測定し、若しくは評価することによって比較をするもの（二重価格を表示するもの及び第三者が推奨し、又は保証する旨の記述があるものを含む。）又はこれに類似するものの
- (22) 懸賞広告及びクーポン付き広告
- (23) 町が、広告主を支持し、又は当該広告に係る商品等を推奨し、若しくは保証していると想像させるもの
- (24) 町の品位を損なうもの
- (25) 詐欺的なもの又はいわゆる不良商法とみなされるもの
- (26) 郵便私書箱、転送サービス等に関するもの
- (27) 著しく投機又は射幸心をあおるもの
- (28) 債権の取立て、示談の交渉等に関するもの
- (29) 非科学的なもの又は迷信に類するものであって、住民を惑わせ、又は不安にさせるおそれがあるもの
- (30) 占いに関するもの
- (31) 通貨及び郵便切手を複写して使用しているもの
- (32) 国際関係を悪化させるおそれがあるもの
- (33) 謝罪、釈明等に関するもの
- (34) 養子縁組に関するもの
- (35) 人の行方の捜査に関するもの
- (36) 調査、探偵等に関するもの
- (37) 砲刀剣類その他の危険物に関するもの
- (38) 人の募集又は解雇に関するもの
- (39) 連鎖販売取引（特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）第33条第1項に規定する連鎖販売取引をいう。）、業務提供誘引販売取引（同法第51条第1項に規定する業務提供誘引販売取引をいう。）又はこれらに類似する取引に関するもの
- (40) 前払式割賦販売（割賦販売法（昭和36年法律第159号）第11条に規定する前払式割賦販売をいう。）等に関するもの（経済産業大臣の許可を受けた者に係るものを除く。）
- (41) 暴力団若しくは暴力団の構成員を賞揚し、若しくは鼓舞し、又は暴力

団を排除する活動に異論を唱えるもの

- (42) インターネット異性紹介事業（インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）第2条第2号に規定するインターネット異性紹介事業をいう。）又はこれらに類似する事業に関するもの
- (43) 世論が大きく分かれている事項に関するもの

第3条 広告が次に掲げる業種又は事業者に係るものであるときは、当該広告が前条の広告掲載の対象としてはならない広告でないものであっても、当該広告を広告掲載の対象としてはならない。広告掲載中において、当該広告がこれらの業種又は事業者に係るものいづれかに該当するに至った場合も、同様とする。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に該当するもの又はこれに類似するものに係る業種又は事業者
- (2) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定するもの又はこれに類似するものに係る業種又は事業者
- (3) たばこに係る業種又は事業者
- (4) ギャンブル（宝くじを除く。）に係る業種又は事業者
- (5) 法令等に定めのない医療に類似する行為に係る業種又は事業者
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続又は会社更生法（平成14年法律第154号）による更正手続中の事業者
- (7) 社会上の問題となっているものに係る業種又は事業者
- (8) 前各号に掲げるもののほか、広告掲載の対象とすることが適当でないと町長が認める業種又は事業者

第4条 この基準に定めるもののほか、広告の内容等に関し個別の基準が必要な場合は、広告を掲載しようとする広告媒体ごとに別に定める。

附 則

この基準は、平成23年3月1日から施行する。